出品者募集！
東浦町 観光みやげ品 推奨品選定会

町観光協会では、新しい名産品・みやげ品を発掘、育成して町の観光と産業の振興をはかるため「東浦町観光みやげ品推奨品」制度を設けています。

次のとおり選定会を実施しますので、認定を希望する方は申込書を提出してください。

●と　き　２月15日（木）　午前10時～

●ところ　勤労福祉会館

●選定部門

・菓子
・食品（酒等含む）
・工芸、民芸品（漆器、陶磁器、手工芸、人形、玩具など）

●資　格

次のいずれにも該当するもの

①町内の事業所で商品を製造して、販売しているもの。もしくは東浦町産の生産物を使用しているもの

②東浦町観光協会へ入会していること（申込時に入会することも可）

●申込点数

１事業者につき５点まで

●選定基準

「東浦町観光みやげ品推奨品選定会実施要領」に基づき審査

●商品表示上の注意

・商品名と内容物などの記載
・製造・販売業者の氏名または名称（法人の場合は代表者の氏名を省略可）、住所（地番まで）の記載
・重量または個数の記載
・製造年月日または保存期限の年月の記載
・価格の記載

●商品の搬入

商品は１品毎に包装し、２月15日（木）午前８時30分～９時30分の間に勤労福祉会館へ

※出品商品は、原則として返品不可。ただし、特に返品を希望するものについては申込書にその旨を記入すること

●推奨品の発表

推奨品は出品者に通知するほか、「広報ひがしうら」などで発表

●認定期間

認定期間は３年とし、推奨状を交付します。推奨品には「推奨シール」を添付して販売することができます。

●申し込み

１月９日（火）～31日（水）に申込書を問い合わせ先へ

※申込書は町観光協会（勤労福祉会館内）で配布

●問い合わせ

町観光協会（勤労福祉会館内）

☎８３－６１１８